

## 令和4年度運営指導結果 サービス種別：訪問看護

申請者名	事業所所在地	事業所名	運営指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
株式会社VISION QUEST	土佐市	訪問看護ステーションIAm	R4.9.8	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出している平面図が実態と相違していることが認められた。</li> <li>2 運営規程に実態と相違する事項（利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域）が認められた。</li> <li>3 職場におけるハラスメントの防止について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確にし、従業員に周知・啓発していないことが認められた。</li> <li>4 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（新規に訪問看護計画書を作成せずに、初回の指定訪問看護を行ったにもかかわらず初回加算を算定）が認められた。</li> </ol>	改善済	
医療法人聖真会	土佐清水市	訪問看護ステーションあったか清南	R4.8.30	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（次の（1）及び（2））が認められた。                （1）居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問した場合において、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定していない                （2）緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を行った場合に夜間・早朝加算を算定している</li> </ol>	改善済	
医療法人慈恵会	四万十市	訪問看護ステーションなかむら	R4.10.25	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運営規程に実態と相違する事項（営業日及び指定訪問看護の利用料）が認められた。</li> </ol>	改善済	
株式会社縁	香南市	訪問看護ステーション縁	R4.11.22	なし		
株式会社いろは	吾川郡いの町	訪問看護リハビリステーションいろは	R4.11.22	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職場におけるハラスメントの防止について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確にし、従業員に周知・啓発していないことが認められた。</li> </ol>	改善済	